



K121.1

94a

2

新修身教典	
高等小學校女子教員用	
卷二	
第一課	神功皇后
第二課	中江藤樹先生(孝養)
第三課	中江藤樹先生(德化)
第四課	中江藤樹先生(勉學)
第五課	中江藤樹先生(勇氣)
第六課	勇氣
第七課	中江藤樹先生(深切)
第八課	中江藤樹先生(齊家)
第九課	中江藤樹先生の夫人
第十課	七
第十一課	五
第十二課	九
第十三課	一〇
稅所敦子(貞節)	一一
稅所敦子(孝養)	一二

后 皇 功 神

(教授上の注意)

一 前學年における日本歴史の課業中、神功皇后の御事實あるべければ、本課を授くるに當り、あらかじめ、これを復習すべし。

新編修身教典

高等小學校女子教員用

卷二

神功皇后

(本課の目的) 神功皇后が、婦人の御身にて、とほく海外に御征じたまひ、國患を除き、國威を發揚して、仲哀天皇の御志を大成せられしことを説き、女子にても、愛國の志氣を有すべきは勿論、時としては夫に代りて、その志を成さんとの勇氣あるべきことを教ふ。

次 目 次

第十四課	孝養	一一
第十五課	税所敦子(齊家)	一七
第十六課	言語	一〇
第十七課	舉止	一一
第十八課	河瀨はる子(孝養)	三四
第十九課	河瀨はる子(齊家)	三七
第二十課	河瀨はる子(育兒)	三九
第二十一課	井上でん子(發明)	四一
第二十二課	公益	四五
第二十三課	楠木正成卿の夫人家庭教育	四六
第二十四課	楠木正成卿の夫人家庭教育	四九
第二十五課	愛國	五〇

一 日本歴史の教授にて、すでに、一通りは、當時の國情、および、朝鮮との關係を授けたるべけれど、本課教授の際には、なほ、一層、これに關する觀念を明確ならしめ、皇后の御心事と御功績とを顯著ならしむべし。

一 當時交通の便、いまた開けず、加ふるに、女性の御身をもて、御妊娠の際にも拘らず、ふるつて大軍を指揮し、とほく海外に御出征ましましし御勇武に感動せしむべし。

(主要なる設問)

- 一 神功皇后は、何故に、三韓を征せられしか。
- 一 皇后の、三韓を御征討せられし結果は、いかに。
- 一 汝らは、皇后のこの御壯舉を聞きて、いかに感ぜしか。

第二課

中江藤樹先生 (孝養)

(本課の目的) 先生が、祖父母および父母に事へて、よく孝養をつくし、その心を安んぜられし事を教ふ。

(教授上の注意)

- 一 先生が、祖母の看病に力をつくされしかひもなく、つひに、死去せられ、引きつづきて、一人の祖父をも失はれしは、人世不幸の極なることを説話し、孝心深き先生の當時の心状、果していかなりしかを想はしめ、児童をして、平生、祖父母・父母等に孝養をつくすべきことを感ぜしむべし。
- 一 先生が、祖父の跡をつがれ、おひおひ出世せられし際ふたたび父の喪に遇ひ、山川隔絶しかつ、公務によりて歸りて葬ることもかなはざりしは、一層の悲歎なりしことを感ぜしむべし。

一 先生が、その一身の榮華を捨てて頑みず、斷然國に歸られしは、先生の孝心の深きことを示すに適切なる例なれば、教師は、熱心なる句調にて、兒童を感動せしむべし。

一 されど、公務を怠るは、これ、また、非難すべき事なれども、先生の官を辭せられし手續きは、穩當なりしことを、ねんぎろに説き聞かせ、孝心あるものは、また、忠義にも厚きことを知らしむべし。

一 今日の少年は、ややもすれば、老人を輕んずる風あれば、先生が、祖父母に對せられし例を示して、よく、祖父母および一般老人に對する心得を會得せしむべし。

(主要なる設問)

一 汝ら、先生の行爲につきて、感じたることを語れ。

- 一 先生の官を捨てて歸郷せられしは、何故なるか。
- 一 遠方にある時、父母を安心せしむるには、いかにすべきか。
- 一 父母・祖父母等の病氣にかかりし時の心得は、いかに。
- 一 汝ら、目下の境遇にありて、父母を安心せしむる道、いかに。
- 一 祖父母に事ふる道を問ふ。

第三課 中江藤樹先生（勉學）

（本課の目的） 學問を修むるには、志を堅くして、刻苦勉強すべきことを教ふ。

（教授上の注意）

一 前課を復習し、さて、先生の祖父母・父母に孝養をつくされしは、全く學問の效なり。いま、先生の、いかに刻苦勉強して學問せられしかを語らん。とて、本課の教授に入るべし。

一 先生が幾度もくりかへして諸記するをつとめ、また、格言を求めて、つねに身の則とせられしは、まことに篤實の至りなれば、兒童をして、つとめてこれに習ふよ—諭すべし。

一 先生が大學の一匁に感じ、奮然志を立てて勵精せられしは、活眼をもて、活書を讀まれし適切なる事實なれば、兒童日々の勉學も、また、かくあるべき事を諭し、讀書法の注意を喚び起すべし。

一 當時の武士は、大抵、武を貴び文を賤しめしに、ひとり、先生が、率先して學問をつとめ、かつ、友人にもこれを勧め、種々の妨害を排して苦學せられたる卓見と忍耐とを説き、兒童の同情を喚起すべし。

(主要なる設問)

一 汝らは、先生の話しひつきて、何を學びたるか。

一 讀書法の心得を語れ。

一 學問をせんには、いかなる精神を必要とするか。

第四課 中江藤樹先生 (德化)

(本課の目的) 善人の人を化する力の大きいなることを知らしめ、かつ、廉潔の大切なることを教ふ。

(教授上の注意)

一 まづ、前課を復習し、先生の學德に感じて善人となりたるもののはなはだ多し。いま、その「一例を話さん」とて、本話に入るべし。

一本話に移る前に、加賀・近江、および、京都の位置、その交通の大要、通常の馬方の心状、および、當時の飛脚の事、昔は、爲替

の機關の備はらざりし事などを説明して、豫備とすべし。

一 馬方が、すこしも禮金を貪らず、わづかの賃金を受けて満足せしことは、廉潔の心を養はしむべき適例なれば、くはしく説明して、児童の廉潔心を養成すべし。

一 飛脚が、馬方に包みを返されたる時の心情を問答して、児童の同情を喚起すべし。

一 馬方のかく廉潔なりしは、全く先生の徳化によるものなれば、道徳の人を化する力のいかに大いなるかを悟らしむるよし。もつとも丁寧に説明すべし。

一 詐偽不正の所業は、一時多少の利益を得べけれども、つひには、信用を失ひ、やすらかに世に立つことあたはざるに至るべきものなることを悟らしむべし。

(主要なる設問)

一 本課につきて、學びたる要點を語れ。

一 馬方の財布を届けたることを評せよ。

一 廉潔心とは、いかなる事か。

一 汝ら、途中にて物を拾ひし時は、いかにすべきか。

一 先生の感化の著しかりし例を語れ。

第五課 中江藤樹先生 (勇氣)

(本課の目的) 勇氣の大切なること、および、眞勇は、おほく謙遜にて禮讓ある人に存することを教ふ。

(教授上の注意)

一本課の挿畫により、先生が厄害に遇はれし場處の物凄かりしさまを想像せしむべし。

一先生の例により、兒童をして、何事の生ずることありとも、妄りにうろたへ、おそるべからざることを悟らしむべし。

一女兒童は、參觀人の入場、または、車馬の通行等、わづかなる事に遇ひても、忽ち心を動すものなり。本話のごときは、これを矯正するに適當の材料なれば、注意して授くべし。

一先生が瞑目一番「雌雄を決して後、取らせん」といはれし勇氣は、これを前段穩便の所爲と照合して、人は場合によりて、かかる勇氣なからべからざることを悟らしむべし。

一先生のかく大膽勇氣なりしは、もとより、その資性にもよるべけれど、一には、第三課に説きしどとく、先生が武藝を習はれし素養にも基くことを諭して、男子に限らず、女子にても、大いに、精神鍛錬の必要なることを知らしむべし。一段にては、先生の悪漢に對せられし仁愛を説き、改過勸善の必要なることを會得せしむべし。

(主要なる設問)

- 一汝らは、先生の話しにつきて、何を學びしか。
- 一先生の賊に逢はれし時の様を評せよ。
- 一先生が、賊に對し、奮然戰はんと言はれしは、何故か。
- 一先生の、盜賊を諭されし心はいかに。
- 一暴勇と眞勇との區別は、いかに。

第六課 勇氣

(本課の目的) 勇氣は、男子のみならず、女子にも、また、必要

なることを説き、あはせて、女子に大切な勇氣とは、いかなるものなるかを教ふ。

(教授上の注意)

一 まず、第五課藤樹先生の勇氣の章を問答し、その觀念を再生せしめて、本課の準備とすべし。

一 女子の任務の重かつ大なることを説明して、非常の勇氣と忍耐とを有せざれば、この責務を完うすることあたはざるものなることを覺悟せしむべし。

一 勇氣と忍耐とは、かららずあひ待つべきものにて、女子の責任を全うせんには、勇氣を鼓舞して、困苦に耐ふることの必要なることを知らしむべし。

一 女子の勇氣は、必要なるに相違なけれど、男子と異なりて、言語舉動などの荒々しきがでときは、もつとも注意して避けしめざるべからざることを理會せしむべし。

一 何事も、勇氣を鼓して行へば、困難なることも、容易となるのみならず、かつ、愉快なるものなることを知らしむべし。

(主要なる設問)

一 汝ら、成長の後は、いかなる務めをなさざるべからざるか。

一 汝らは、これらの務めを十分に果さんとする勇氣ありや。

一 女子真正の勇氣とは、いかなる事か。

一 学校または家庭にて、困難なる仕事をいひつけられたる時は、いかにすべきか。

第七課 中江藤樹先生（深切）

(本課の目的) 人に接するにすべて、深切・慈愛を主とすべ

きことを教ふ。

一四

(教授上の注意)

第一第二課、先生の父母・祖父母に孝なりしことを追憶せしめ、

「さて、孝心あるものは、人に對しても、慈愛・深切の心あるものなり。これより、先生が、いかに深切・慈愛の心に富まれしかを語るべし。」とて、本課の教授に入るべし。

一先生が、所持金の過半を老僕に與へられしは、いかに慈愛深き處置なりしかを知らしめ、かつ、老僕が、先生に従ひて生死を共にせんと請ひしを見ても、先生が、平常、いかに老僕に對して深切なりしかを悟らしむべし。この際、召使ひのものを使用するには、深切に訓へ導き、かつ、慈愛を加ふべきことを教ふべし。

第 七 課

(主要なる設問)

- 一召使ひまたは臨時の雇人を使ふ心得は、いかに。
- 一奉公したるん時の心得は、いかに。
- 一先生の友誼および仁愛につきて、感ぜしことを語れ。
- 一友人およびその子弟に對する心得は、いかに。

第八課 中江藤樹先生(齊家)

(本課の目的) 財政を整理するは、もつとも大切なこと

(教授上の注意)

- 一前課を復習し、これより、先生歸郷の後、いかなる處置をせられしかを語り聞かせん。とて、本課に入るべし。
- 一先生が「焦眉の急を救はん」とて、大切な佩刀を賣り拂は

第八課

れしことにつき、その處置の適否を判断せしめ、時に應じて果斷の大切なることを悟らしむべし。

一また、先生が、経験なき商業に従事して好結果を得られたるは全く正直慈愛の徳によれることを知らしむべし。

一後段にて、先生が、家政整理に意を用ゐられしは、全く至孝の誠心より出でしことを知らしむべし。

一勤儉貯蓄は、獨立の基なれば、幼少より、この美風を養成し、まづ、おのれの獨立を確かにし、一家を興し、進みて、一國を富強にせんとの志望を起さしむべし。

一人は、適當に金錢を使ひて、おのれの品格を高め、世の幸福を圖るべきこと、いたづらに金錢を貯へていはゆる守銭奴となるは、はなはだ賤しむべきことなるを問答し、児童をして、節儉を誤り、吝嗇に陥らざるよ—注意せしむべし。

(主要なる設問)

一汝ら、先生の話しつきに、學びたることを語れ。

一家を整ふる要件は、何々なるか。

一金錢を有益に使用すとは、いかに。

一金錢貸借上の心得は、いかに。

第九課 中江藤樹先生の夫人

(本課の目的) 女子は、幼少より、貞淑・溫順の徳を養ひ、成長の後夫に事へては、良妻たるべく、子を育てては、賢母たるべきことを教ふ。

(教授上の注意)

一「後世、ながく近江聖人として尊崇せらるる藤樹先生の夫

人は、いかなる人なりしかを話さん。」とて、本課に入るべし。

一 夫人の、よく先生に事へ、先生に信愛せられしは、女徳の全きによりしことを悟らしむべし。

一 元來、女子は、外形を飾るに汲々として、内心の修養を怠る傾きありし、從ひて、ややもすれば、品行修まらず、學問も狹隘にて、人の妻となり母となりて、十分にその職をつくすもの少なきは、まことに憂ふべきことなれば、教師は、ふかく注意して、熱心にこれを説き諭すべし。

一 一家團樂の樂みは、人生快樂の主なるものにて、主婦は、その任に當るべきものなれば、その務めの、きはめて大切なことを知らしむべし。

(主要なる設問)

- 一 本課につきて學びたることを語れ。
- 一 女子に大切なる徳は、何か。
- 一 良妻賢母とは、いかなる人をいふか。
- 一 家庭の和樂とはいなることか。
- 一 汝らの今日行ふべき婦徳を語れ。

第十課 稅所教子(修學)

(本課の目的) すべて、學藝その他の事に上達せんには、幼時よりの心掛け、もつとも肝要なることを教ふ。

(教授上の注意)

一 天満宮に關する兒童の智識を喚び起して、天満宮は、歌道、筆道の神として、古來、諸人の尊敬淺からぬことを思はしめて、本課に入る豫備とすべし。

一 天満宮參詣の段を授くるに當りては、すべて、一藝一技に秀づるものは、幼時よりの心掛け、他の兒童と異なるものあることを悟らしめ、兒童をして奮起せしむべし。

一 後段、敦子が歌道に上達せられしことは、かかる天才と熱心とありしが上に、勤勉怠ることなかりしによることを、前卷紫式部の例と比較して、懇々教訓すべし。

(主要なる設問)

- 一 汝らは、いかなる藝能に上達せんと思ふか。
- 一 藝能に上達せんには、いかなる心掛けを要するか。
- 一 汝らはたしてかかる心得ありや。

第十一課 稅所敦子(謹慎)

(本課の目的) 人は、立身して盛名を得たりとも、驕らず高

ぶらず、一意謹慎を守るべきことを教ふ。

(教授上の注意)

- 一 敦子の才藝性行は、いづれもよく紫式部と類似したれば、式部の事實を引きて、比較對照せしむべし。
- 一 前段、敦子の謙遜なりしことを語る際には、紫式部が、一字をもしらぬふりしたことなどを引きて、これを對照し、十分に敦子の人となりを知らしめんことをつとむべし。
- 一 中段、敦子が舊主に仕へられし狀は、昔を忘れぬ情、實に感ずべきことなれば、現時の輕薄なる人情と引き較べて、その行ひの著實なるに感ぜしむべし。
- 一 敦子が舊主に對し、舊主が敦子に對する相互の情誼の濃かなる事は、また、感ずるに餘りあれば、兒童をして、よくこ

れに注意せしむべし。

一後段、敦子が、歌道の上達せざるを嘆ぜられし項は、謙遜の中に雄々しき進取の氣象を備へたる語なれば、よくこれを児童に説き示して、奮起せしむべし。

(主要なる設問)

- 一敦子の他人に對する行爲につきて、いかに感ずるか。
- 一敦子と舊主との關係につきて、いかに感ずるか。
- 一汝らは、從來見聞したる人の中に、いかなる人のごとくならんと冀ふか。
- 一汝らはたして、かかる人たらんと思ふ心掛けありや。また、現にこれを實行せるか。

第十二課 稅所敦子(貞節)

(本課の目的) 夫に對し、貞節を守ることの大切なるを教ふ。

(教授上の注意)

- 一本課も、また、紫式部の行ひとよく似たれば、その大要を問答して、敦子の貞節と比較し、夫に對する道につきての觀念を確實にすべし。
- 一敦子が、夫の粗暴に對して、よくこれを忍ばれたることは、實に、思慮あり分別ある行爲にて、年若かりし敦子の行爲としては、まことに感服の至りなれば、教師は、熱心なる句調をもて、これを説き示すべし。
- 一敦子が、長き間、夫の重病を看護して深切をつくされしこと、および、二十八歳の壯齡にて、つひにその夫を失はれた。

る不幸の境遇を話すに當りては、よく兒童をして、十分の同情をひき起さしむべし。

三四

一 敦子は、その後、寡居して節を改めず。六十歳に至るまでも、猥がはしき言葉を發せず。歌道の教へを受けんと來り訪ふ男子あれば、「わらはは、いま、寡居の身なれば、人の疑ひを受けんも圖るべからず。爾後訪問の事は、かたく辭すべし。されど、歌道の研磨は、わらはのもと望むことなれば、希くは文書にて往來せられだし」といはれ、その他人の嫌疑を招くがごとき所爲を避けて、夫の名を汚さざらんことを務め、また、親戚等の強ひて再婚を勧むとも、峻拒して應ぜず、一意姑に奉じ、遺子を鞠育して餘年を送られたる貞節は、實に當世得がたき婦人なりしことを領會せしむべし。

(主要なる設問)

一 敦子の貞節につきて、感ぜしことを語れ。

一 汝ら嫁せし後、夫に粗暴のふるまひある時は、いかにすべきか。

一 夫の病氣の時は、いかにすべきか。

一 夫婦間、その外、他人との間に、不和争論など起るは、何故か。

第十三課 稅所敦子(孝養)

(本課の目的) 女子の、舅姑に對する孝養の徳を養ふ。(教授上の注意)

一 女子は、おほく、他人の家に歸き、夫の父母をわが父母とするものなれば、これに對する孝養の道を知らざるべからず、敦子は、實によく姑に對して孝養をつくされたれば、い

ま、その話しうなすべし。』とて、本課の教授に入るべし。

一 哉姑は、もと、他人なれば、最初の中は、たがひに心を置きて、十分親密なるものにあらず。ことにいはゆる氣むづかしき性質の哉姑に對しては、嫁たるもの、一層心を苦しむることなるべし。されど、嫁たるもの、誠意をもて深切にこれを遇しなば、つひには、その間うち解けて、たがひにあひ愛しあひ親みて、眞の親子のごとなるべしかくて、はじめて、眞の孝養をつくすことを得べきものなることを領會せしむべし。

一 後段、敦子が姑につくされし事實を談話する際には、かかる事の易きがごとくにて、實は難きものなること、かつ、多年一日のごとく姑に事へ、つひに、姑をして『わが嫁のごときは云々。』といはしむるに至るほどの深切は、なかなか、常人の容易になし得られざることなるを、よく想像理會せしむべし。

(主要なる設問)

- 一 姑に對する道は、いかに。
- 一 實父母と哉姑とに對する心得の差違ある點を語れ。
- 一 夫の兄弟・姊妹に對するには、いかにすべきか。
- 一 哉姑に對し、夫の兄弟・姊妹に對して、よくその道をつくしめる人を知れりや。
- 一 かかる賢妻の家庭の状況は、いかにあるべきか。

(本課の目的) 孝養に心養・體養の二種あることおよび、父

母の言行の道に合はざる時の心得と、舅姑に事ふる法とを教ふ。

(教授上の注意)

一 まづ、幼児保育の状況、疾病・負傷の場合における父母苦心の状を説明し、養育の恩の實に高大無邊なることを、十分に感ぜしむべし。

一心養・體養の別は、卑近なる多くの例をあげてこれを説明し、十分了解せしめおくべし。

一 父母の過失ある時の心得を授くるには、まづ、人は完全無缺のものにあらず、父母とても過失なきにあらざるを知らしめ、過失あるがゆゑに、尊敬の情を減ずべきにあらざることを訓諭すべし。

一 つぎにわが考への正當なりと思ふ場合にも、父母は経験に富み、われは世故に熟せざるがゆゑに、果して、わが意見の正當なりや否やは、容易に判定し得られざる事を説き聞かせ、本文にいへるは、その言行のあきらかに道に合はざる場合に限ることなるを知らしむべし。

一 舅姑に事ふる方法は、前課に述べしことを參照して、さらに、舅姑と嫁との間には、かどかどしきところなく、うち解けたる中に、これを敬愛して、その心に合ふよしに勉むべきことを知らしむべし。

一 たとひ、無道の仕向けをする舅姑たりとも、嫁たるもののが、あくまで至誠をもて事へなば、舅姑も、自然に親愛の念を起し、生みの父母のとくなるべきことを知らしむべし。

(主要なる設問)

- 父母の、その子を養育する有様を語れ。
- 汝ら、今日行ふべき孝養の方法は、いかに。
- 父母より仕事を命ぜられし時は、いかにすべきか。
- 父母の言行、もし道に合はざるものあらば、いかにすべきか。

第十五課 稅所敦子 (齊家)

(本課の目的) 一家の主婦としては、家の内事の和樂を圖り、冗費を省き、質素儉約なるべきことを教ふ。

(教授上の注意)

- 本課を教ふるには、藤樹先生の夫人の事實を追憶せしめ、主婦たるものは、一家の内事を整理するを、その任務となすべきことを知らしめ、本課に入る豫備とすべし。
- 第一段を授くる際には、よく主婦の任務の輕からざることを悟了せしめんことを勉むべし。
- 繼子もまた、夫の子なれば、夫を愛する心あるものは、おなじくこれを愛せざるべからざるは勿論、繼子は、眞の母を亡ひて、まことに便りなき哀なるものなれば、わが子よりも、一層慈愛と注意とを加ふべきものなることを知らしむべし。
- 第三段にては、一家の財政は、主として主婦の掌るものにて、その扱ひ次第にて、入費に多少あること、および、節約ならんには、おのれ、まづ質素なるべきこと、廢物利用の心掛けの肝要なること等を説き聞かせ、無益の入費なからし

めんとの考へを起さしむべし。

(主要なる設問)

- 一 主婦の務めはいかなる事か。
- 一 繼子を遇する道はいかに。
- 一 一家内に寓する親戚の幼者に對する道はいかに。
- 一 家事の經濟上もつとも大切なことと思惟する箇條とを語れ。

第十六課 言語

(本課の目的) 女子の言語の用法につきて教ふ。

(教授上の注意)

- 一 女子は、とかく多言の風あれども、こは宜しからぬ習はしなること、さりとて、餘り無言にて、女子に必要な愛嬌をも缺けるは、宜しからざることを覺らしむべし。
- 一 卑しきことば、荒々しきことばを用ゐる時は、その人の素養の程も見えて、自然人に見下げるるものなれば、なれたけ品よきことばを選ぶべきこと、品よきことばとは、漢語などの生意氣なるをいふにあらず。聞きにくからず、訛なき正しことばの謂ひなることを知らしむべし。
- 一 また、言語の聞き取り悪きは、わが國、婦人の常なることを語り、かかる言語は、言語としての主旨に背き、かつ、聞く人に対して、無禮の極なることを知らしめ、また、教授の際、児童の言語の低くして聞き取りがたきもの、および、野卑粗

第十六課

(主要なる設問)

- 汝らの卑しと考ふるは、いかなることばなるか。
- ことば數多き人と話しする時は、いかに感ずるか。
- 愛嬌なき人と對する時の感は、いかに。
- 汝らの中、不明瞭の言ひ方をなすものは、なきか。
- 人の前にて、物をもいひ得ぬ人を、何といふべきか。
- 卑屈と謙遜との差異は、いかに。

第十七課 舉止

(本課の目的) 女子の起居・動作は、粗暴なるべからず。されど、また、卑屈にて躊躇逡巡するは、かへつて不可なることを教ふ。

(教授上の注意)

- 前課を復習して、舉止も、言語と同じく、内心の外に發するものなれば、言語と同じ心得あるべきことを説き、「さて、これより、その心得につきて訓ふべし」とて、本課の教授に入るべし。
- 粗暴なる舉止と躊躇逡巡することとは、おなじく排斥すべきことなること、もつとも望ましき起居・動作は、敏捷にて、かつ温雅なるにあることを知らしむべし。
- また、運動遊戯等は、衛生の上にも、舉止を敏捷ならしむる上にも、きはめて必要のことなれば、粗暴に流れざる限り、これを獎勵すべし。
- 貴人の前にて躊躇逡巡するは、わが國の女子、ことに、地方

第十課

の女子の通弊なり。こは、平常、禮節に慣れざるゆゑ、自己の舉動を信することあたはざるによることが多し。されば、平素、禮節を學び置くの必要あること知らしむべし。

一茶の湯・挿花などは、しひて學習するを要せざれども、他の肝要なる學藝を修めし上に、分に應じてこれを學ぶは、禮節に慣熟する利益あることを知らしむべし。

(主要なる設問)

- 一廊下を通行する時の心得は、いかに。
- 一貴人の前を通行する時の心得は、いかに。
- 一運動・遊戯をなすに注意すべき事柄は、いかに。
- 一汝らの中、茶の湯・挿花などを學べるものありや。
- 一これを學ぶに、いかなる考へをもつてするかを語れ。

第十八課 河瀬はる子 (孝養)

(本課の目的) 父母舅姑に對して、孝養の道をつくすべきことを教ふ。

(教授上の注意)

- 一まづ、第十四課にて教へたる孝養の大要を問答して、その概念を再生せしめ、本課の教授に入るべし。また、第十三課税所敦子の、姑に事へて孝養なりし事實と比較して、ますます、孝養の概念を確實ならしむべし。
- 一繼母・繼子の關係につきては、昔より、悪しきまに言ひ傳ふる習ひあれば、はる子の例によりて、その誤りを正しがつ、繼父母に事ふること、なほ、實父母に事ふるがごとくすべし。

きことを訓諭すべし。

三八

- 一 はる子は、繼母に事へし心にて、よく舅姑に事へしなり。これによりて、女子は、家にありては、父母に孝をつくし、嫁しては、舅姑に孝をつくすべきものなるを知らしむべし。
- 一 はる子が、遠方に住める舅姑の起居を案じ、しばしば手紙にて問はれしは、その赤心の發せしものなることを示すべし。かつ、すべて、人は、實父母は勿論、舅姑に對しても、かく務むべきものなることを、つまびらかに諭すべし。
- 一 描畫につきて問答し、はる子が、姑君に陪して寺院に詣で、あるひは、物見遊山に出かけなどして、姑君を慰められ、姑君の喜ばるるを見て、無上の樂みとせられしことを話し、孝養の道の至れるを説き聞かすべし。

(主要なる設問)

- 一 長上への事へ方につき、汝らはいかに感ぜしか。
- 一 汝らも、繼母をもてるものとせば、いかに心得べきか。

一 汝らは、家にありて、いかなる家事を手傳ひするか。

第十九課 河瀬はる子 (齊家)

- (本課の目的) 一家の主婦たるものは、よく家事を治むべきことを教ふ。

(教授上の注意)

- 一 前課を復習して、智識の連絡をとるべし。

- 一 この課は、一家の主婦としても、また、一般の女子としても、かならず、備ふべき倫約慈善・獨立・緻密・從順等の諸徳を説くに、もつともよき材料なれば、その心して教授すべし。

第十九十課

一はる子が、女子の仕事に達せられしこと、家事經濟に心を用ゐられしこと、夫の手を煩はざずして書信などを認められしこと、金錢の出納を明かにせられしことなど、家政のことを説くにもつとも必要なことなれば、よろしく十分に訓諭して、その實行を獎勵すべし。

一慈善の行ひは、おのづから儉約と關連し、また、女子の注意すべき一要務なることを知らしむべし。

(主要なる設問)

一はる子の、よく、家政を治められし箇條は、いかに。

一婦女子の、家にありて、もつとも心得おくべき仕事は、いかなることなるか。

一夫をして、安んじて外事を務めしむるには、妻たるもののが心得いかに。

第二十課 河瀬はる子 (育兒)

(本課の目的) 修身の道を知らしめ、かつ、育児の方法に注意すべきことを教ふ。

(教授上の注意)

一前課の大要を問答して、本課の教授に入るべし。

一はる子が、亡母の性行錄を作られしを見ては、いかに學殖の深かりしかを窺ひ知るべく、また、これを讀みて追慕せられしを見ては、至孝篤敬の人なりしことを知るべし。教授の際、よく、これらに注意すべし。

一はる子が「人の道は、小學の一書につくされたり。」といはれしは至言といふべし。然るに、世には、博覽涉獵をのみ事と

して、かへつて、その實行に疎きもの多し。よろしく、はる子の實踐躬行に比較して、學問の要のいづれにあるかを、悟らしむべし。

一はる子は、學問の素養ありしゆゑ、十分にその子を教育せられしこと、および、育児の事は、女子の家庭における最大の務なれば、よくその心得あるべき事を知らしむべし。
一若水は、つとに家學を修め、また、木下順庵を師として教へを受け、儒と醫とにて加賀侯に仕へしこと、および、本草の學をも修めて、その蘊を極め、著書すこぶる多きこと等を知らしむべし。

(主要なる設問)

一はる子は、何故に母君の性行を書き集められしか。

一はる子は、何故に、小學を尊ばれしか。
一汝らの母は、汝らを育つるに、いかにしたまふか。
一汝らもし、母の言に忤ひ背かば、母は、いかに思はるるか。
一育児は、何故に、家庭にありての最大の務めなるか。

第二十一課 井上でん子(發明)

(本課の目的) 技藝は、名を成し世を益するに重要なもとのなることを知らしむ。

(教授上の注意)

一まづ、久留米がすりの標本を示して、兒童の知れることを語らしめ、やがて、「その發明者の話しう聞かせん」とて、本課の教授に入るべし。
一でん子が、熱心に自修の功を積みて、つひに、裁縫機織に上

第一二十一課

達せられし事を説きて、事業成功の祕訣は、熱心自爲にあることを悟らしむべし。

—すべて、事物を成功せんとするには、苦心を要することを説き、さらに、忍耐の必要なることを領會せしむべし。

—公益の事業は、ひとり男子のみならず、女子にても、國家の公益を圖り、社會民衆の福祉を増進せんと務むべきことを説述して、兒童の奮發心を鼓吹すべし。

—公益の事業は、一人一個の金て及ぶべからざるがひとく考ふるは、大いなる誤りなり。日々の手仕事にも、工夫に工夫をこらして、改良進歩をはかるべきことを諭すべし。

(主要なる設問)

—でん子は、何によりて、名を成したるか。

第二十二課 公益

(本課の目的) 公益を廣むべきことを教ふ。

(教授上の注意)

—まず、前課を復習して、本課の教授に入るべし。

—人々、一定の職業をつとめて倦まざれば、その結果は、自然に一般の利益を増進すべきれど、こは、きはめて間接にて迂遠なることなれば、みづから進んで、世のため人のためにつくさざるべからざることを知らしむべし。

—公益の事業を仕遂げんには、不屈不撓の精神をもて、自己の身邊に蝟集し来る千難万苦を排除する覺悟あるべきことを知らしむべし。

第二十二課

一 公益事業は、史籍に徵すとも、古來、男子に多くて、女子に少なきことを知らしめ、これを獎勵すべし。

(主要なる設問)

- 一 人は、何故に、世のためにつくさざるべからざるか。
- 一 公益を廣むる方法と、その心がけとを語れ。
- 一 女子は、いかなる點にて、公益を廣むることを務むべきか。
- 一 公益をなしし人々を話せ。

(本課の目的) 楠木正成卿の夫人が、よく内を治め家庭教育をつとめられしことを擧げて、賢妻の模範を示しかねて、子女をして、これに倣ひて、その性行を砥礪せしめんとする。

第二十三課 楠木正成卿の夫人 (家庭教育)

- (教授上の注意)
- 一 前二段は、夫人の略歴を示したもの、後二段は、夫正成卿の勤王に鞅掌せられしことを述べて、暗に、夫人の家を治むるに、その宜しきを得て、夫に内顧の憂へならしめたる意を示したるものなれば、その心して教授すべし。
 - 一 前段を授くるに當りては、左記の事項を附説すべし。

夫人は、萬里小路宣房卿の娘なりしを、家臣上田兵庫の養女となりて、正成卿に嫁せられしは、當時藤房卿等の獻ぜし英雄收攬の策に出でしものなること。

夫人は、名を滋子といひ、淑婉・賢貞にて、學を好み、和歌に長じ、婦德ことごとく備はりて、當時、京中五才媛の中にはぞへられし人なりしこと。

第二十課

一 正成卿は、今古に秀でたる忠臣にて、正行卿は、忠孝兩全の人なり。この雙玉を一家より出したるは、ひとへに、夫人の内助と、夫人の教育とのよろしきを得たるによれるることを知らしむべし。

一 揃畫につきては、正成卿出陣の當時を回想せしめて、これを見送らるる夫人の心中に、十分の同情を表せしむべし。また、各自の父兄が、もし、出軍するものとせば、その際いかなる覺悟を要すべきか、いかなる準備をなすべきか等を問ひ試みるべし。

(主要なる設問)

一 當時、世上は、いかなる有様なりしか。

一 正成卿および正行卿の事蹟を語れ。

一 夫人の家庭教育のありさまは、いかに。

第二十四課 楠木正成卿の夫人 (家庭教育)

(本課の目的) 賢母の模範を示して、家庭教育の必要なることを説く。

(教授上の注意)

一 本課には、夫人教訓の語句を節約せり。教授者は、よろしく太平記等により、ややつまびらかに説明し聞かしめて、正行卿が、感激せられたる状を示さんことを要す。

一 夫人教訓の功は、正行卿の常住坐臥に現はれ、爾來、卿は、怨敵討伐、逆賊誅戮を片時も忘れられざるに至りしことを附説すべし。

一 夫人が、その夫の忠魂・義魄を體して、日夜その子の教育に

心を碎かれ、つひに、その子をして、忠孝兩全の子たらしめられしは、母としての功績の偉大なるものなり。本課の末節を授くるに際しては、よろしく正行卿の忠孝の事蹟を附説し、子女をして、ふかく夫人の偉功に感激せしむべし。

(主要なる設問)

- 一 正成卿の遺言は、いかなりしか。
- 一 正行卿は、何故に割腹せんとせられしか。
- 一 夫人は、何故にこれを止められしか。
- 一 夫人のその際のことばは、いかに。
- 一 夫人の家庭教育につきて、感じたることを話せ。

第二十五課 愛國

(本課の目的) 女子の心得べき愛國の行爲を教ふ。

(教授上の注意)

一 まづ、前課の大要を復習して後、これより、今日のごとき聖代にありて、女子の心がくべき愛國の行ひ、および、汝らのひとき少女の務むべき愛國の行ひにつきて、教ふべし。」とて、本課の教授に入るべし。

一 楠木氏の時代と現時代との有様を比較對照せしめて、その愛國の行爲に差違あることを知らしめ、かつ、聖代の辱さを悟らしむべし。

(主要なる設問)

- 一 平時の愛國とは、いかなることか。
- 一 女子の務むべき愛國の行爲は、いかに。
- 一 現今、外國との交りは、いかなる有様なるか。また、これにつ

きて、國民の覺悟は、いかにあるべきか。

一 汝らの、今日務むべき愛國の行爲を問ふ。

一 汝ら、かかる行ひをなししことありや。

新修身教典女子教員用 卷二終

高等小學校

編新修身教典

明治三十三年十一月廿四日印
年十一月廿七日發行
明治三十四年五月廿三日訂正再版印刷
年五月廿六日訂正再版發行

修正新修身教典高等女子教員用與付	
定價	卷一
合計	金十五錢
卷四	金十五錢
卷三	金十五錢
卷二	金十五錢
卷一	金十五錢
金六十五錢	金六十五錢

株式會社普及舎編輯所

編者

東京市日本橋區吳服町一番地

株式會社普及舎

池部活三

取締役

代表者

發印刷兼

複製

發兌元

株式會社普及舎

